

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第 19 号

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部を改正する規則

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則（平成 21 年大和市規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条（見出しを含む。）中「名称」の次に「及び定員」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、定員を超えて入会させることができる。

第 3 条を削る。

第 4 条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項中「の児童、第 2 学年の児童、第 3 学年の」を「から第 6 学年までの学年の低い」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条を削る。

第 7 条の見出し中「指導嘱託員」を「支援嘱託員」に改め、同条第 1 項中「児童クラブ指導嘱託員」を「児童クラブ支援嘱託員」に、「指導嘱託員」を「支援嘱託員」に、「主任指導員、副主任指導員及び指導員」を「主任支援員、副主任支援員及び支援員」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 支援嘱託員の資格要件については、大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成 26 年大和市規則第 62 号）第 7 条第 3 項の規定を準用する。

3 支援嘱託員は、前項の資格要件を満たし、かつ、児童の健全育成に熱意を有する者の中から市長が委嘱する。

第 7 条第 5 項中「指導嘱託員」を「支援嘱託員」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「指導嘱託員」を「支援嘱託員」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加え、同条を第 5 条とする。

4 支援嘱託員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。

第 8 条を第 6 条とし、第 9 条から第 11 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第 12 条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条を第 10 条とし、第 13 条を第 11

条とし、第14条を第12条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

児童クラブの名称	定員
大和市中心林間放課後児童クラブ	43
大和市北大和放課後児童クラブ	41
大和市緑野放課後児童クラブ	51
大和市林間放課後児童クラブ	48
大和市大野原放課後児童クラブ	61
大和市大和放課後児童クラブ	76
大和市大和東放課後児童クラブ	43
大和市文ヶ丘放課後児童クラブ	47
大和市草柳放課後児童クラブ	37
大和市深見放課後児童クラブ	37
大和市柳橋放課後児童クラブ	37
大和市桜丘放課後児童クラブ	37
大和市福田放課後児童クラブ	43
大和市上和田放課後児童クラブ	37
大和市渋谷放課後児童クラブ	37
大和市下福田放課後児童クラブ	37
大和市引地台放課後児童クラブ	37
大和市西鶴間放課後児童クラブ	41
大和市南林間放課後児童クラブ	35

別表第2中「第13条関係」を「第11条関係」に改め、同表関係条文の欄を次のように改める。

関係条文
第3条
第3条
第3条
第3条
第7条
第7条
第8条
第9条
第10条

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。